

第 39 回菖蒲カーニバル出店ブース「由利本荘たからいち」募集要項

第 39 回菖蒲カーニバル出店ブース「由利本荘たからいち」の出店募集および出店条件等について、以下のとおりとします。

1. 菖蒲カーニバルの開催概要

2025 年 8 月 1 日（金） 16：00～21：00 頃 本荘公園三の丸にて行う。

2. 募集概要について

(1) 菖蒲カーニバル出店ブース「由利本荘たからいち」の出店者を募集する。

(2) 会場：**カダーレ第 2 駐車場**

(ローソン由利本荘表尾崎町店跡地裏、本荘由利広域行政センター西側)
ただしパラソル（冷菓販売）については、本荘公園内に枠を設ける。

(3) 期間：**2025 年 8 月 1 日（金）**

出店準備 13：00～16：00

営業時間 準備でき次第～21：00

完全撤収 ～22：00 まで

(4) 出店内容：公序良俗および地域活性化の趣旨に反しないものであれば、内容を問わない。食品等を取扱う食品営業の場合には、各自保健所に相談のうえ、必要に応じて営業許可を得ること。

(5) 募集枠数：・上限 30 枠程度（パラソル（冷菓販売）を含めない）

・パラソル（冷菓販売）は上限 6 枠（2 事業者まで）

上限を超える出店申し込みがあった場合は、原則として由利本荘市・にかほ市内の事業者を優先する。それでも出店申込が多数の場合は、当青年会議所にて厳正なる抽選を行う。

3. 出店資格について

(1) 感染症対策を行うことができること。具体的には、手洗いおよびマスク装着の徹底、アルコール消毒液の準備、注文待ちの客同士の間隔をとるなどの対策を行うこと。

(2) 反社会的勢力の関係者でないこと。

(3) 出店時間及び撤収時間を遵守できること。

(4) 本募集要項で定められた事項を遵守できること。

(5) 上記の他、出店に関して主催者が発した指示及び本要項に従うことができる方。

4. 出店料について

- 【A】食品営業店舗 : 10,000円／1 枠・1 店舗
【B】その他店舗（物販等） : 10,000円／1 枠・1 店舗
【C】パラソル（冷菓販売） : 20,000円／3 枠まで・1 事業者

※本年は「出店料」として取り扱います。協賛金とは別扱いとなります。

(1) 【A】【B】 1 枠の規格は、駐車場 1 台分（間口約 1.9 m×奥行 3.8 m）とする。

(2) 店舗が収まるように枠数を設定してください。

例) 必要範囲が 3 m×3 m→2 枠、6 m×3.8 m→4 枠、以降は必要に応じて枠を追加してください。

※ 出店場所の都合上、奥行の超過はできません。

(3) 【C】 1 枠の規格は、2 m×2 m以内とする。枠の超過はできないものとする。

(4) 主催者が用意した発電機を使用する場合、出店料に 10,000 円を追加する。

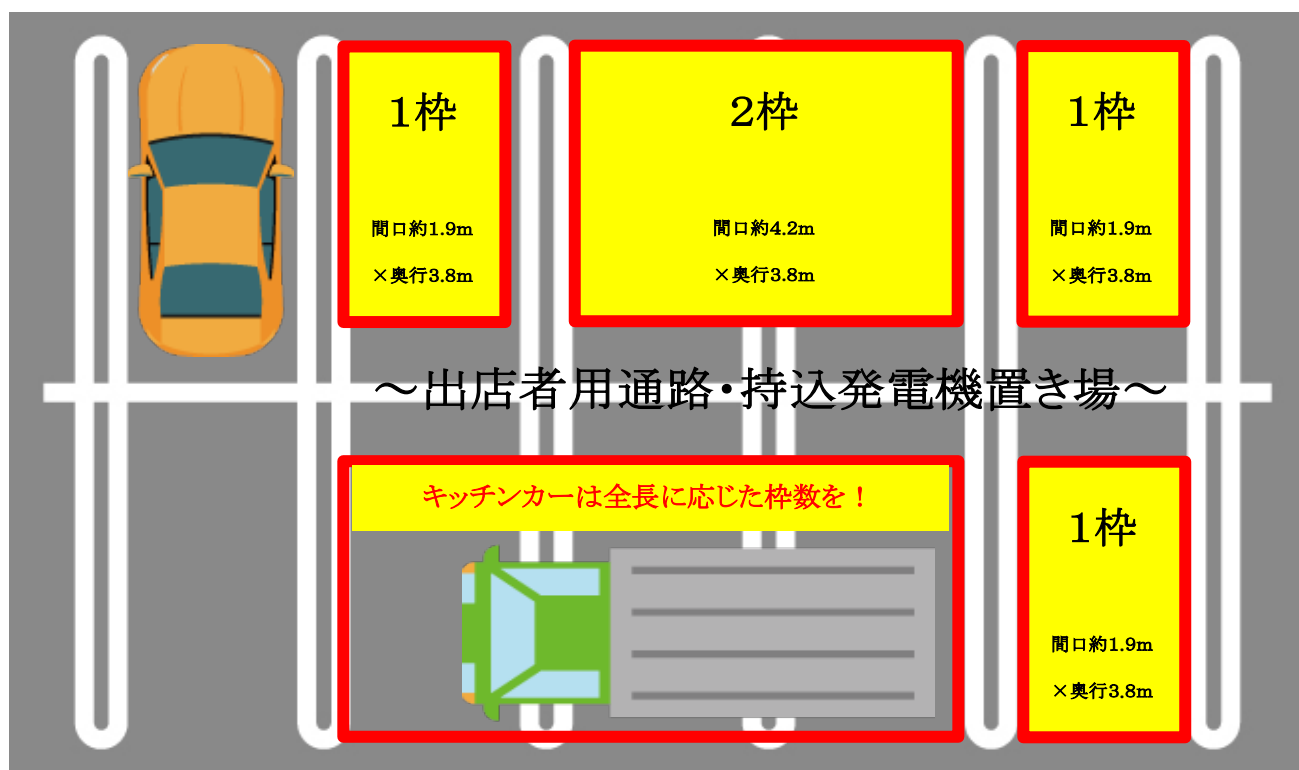
※出店者が発電機を持ち込む場合は、追加は発生しません。

(5) 出店者は、出店者説明会の際に出店料を納付すること。

(6) 納入された出店料は、災害等により中止となった場合も含め、原則として返金しない。

(7) 上記の他、使用の態様による出店料の加算額は主催者と出店者が協議し決定する。

↓お客様の向き ↓お客様の向き ↓お客様の向き ↓お客様の向き ↓



↑お客様の向き ↑お客様の向き ↑お客様の向き ↑お客様の向き ↑

5. 物品について

- (1) テント、机、いす等は出店者が用意すること。
- (2) 火気を使用する際は、消防署の指導があるので消火器を必ず準備すること。火気とは、液体燃料、気体燃料、固体燃料を使用する器具、又は電気を熱源とする器具をいう。

※出店者が発電機を持ち込む場合、電気で熱を発する調理器具（電気コンロ・IHコンロ・ホットプレート等）を使用する場合も消火器が必要です。

※当日、消防署による巡回にて消火器設置の点検があります。

- (3) 出店者に対して、主催者から物品の貸し出しは一切行わない。

6. 水道について

- (1) 会場には出店者用の水道設備は設置しない。
- (2) 会場内及び近隣施設の水道設備を使用してはならない。
ただし、トイレの使用やトイレに伴う手洗い等については、本荘公園内の公衆トイレを使用できる。食材や調理器具等は公衆トイレに持ち込んではいない。
- (3) 調理用、手洗い用、洗浄用等の水は出店者にて用意すること。
- (4) ゆで汁や汚水は会場で廃棄せず、必ず持ち帰り、各自適切に処分すること。

7. 照明・電力について

- (1) 主催者にて会場全体に照明を設置するが、店舗を照らすものではないため、店舗で装飾や販売・調理等に**必要なLED照明は、出店者が用意すること。**
- (2) 照明等用の電源は、主催者にて発電機を用意する。主催者が用意した発電機を使用する場合、**出店料に10,000円を追加**する。発電機から各店舗までの配線については、**出店者がドラムコード等を用意すること。**
- (3) 主催者にて用意する発電機の利用は、**1店舗あたり合計500W**までとする。これを超える場合はブレーカーが落ちる場合があるので使用しないこと。電子レンジや電子フライヤー等、消費電力が高い機器については、主催者が用意した発電機では使用できない。
- (4) 上記の消費電力を超えた電力を使用し、主催者が用意した発電機の使用に影響を与えた場合、他店舗の損害賠償等については当事者間にて協議すること。
- (5) 出店者によって発電機を持ち込む場合は、事前に消防署へ確認の上、指示に従うこと。また、主催者に発電機を持ち込む旨を事前に報告すること。

8. ゴミについて

(1) 出店のために発生した**容器ゴミや紙ゴミ、ダンボール**については、出来る限り圧縮したうえで会場内に設置するゴミ箱（鉄かご）に捨てることを認める。ゴミ箱が溢れる場合は、会場内他のゴミ箱（鉄かご）に入れること。

(2) 上記で認められたゴミ以外については、**各自で持ち帰り処分**すること。（生ゴミや残飯、汚水、食用油等の油脂類、使わなくなったテントや椅子など。）

(3) 麺類、スープ類を提供する店舗は、汁を捨てるためのバケツを用意すること。その汁は各自持ち帰り処分すること。汁を会場内や近隣施設の排水設備に廃棄しないこと。

(4) 各店舗の前に容器ゴミ用のゴミ箱を設置すること。容器ゴミについては上記（1）のとおり処分すること。

9. 出店申込に必要な書類について

必要書類を漏れなく提出すること。記入漏れや必要書類が不足している場合は受理しない。

- (A) ☐ 出店申込書
- (B) ☐ 出店誓約書
- (C) ☐ L P ガス（裸火）の使用に関する誓約書（L P ガスを使用する場合）
- (D) ☐ ※食品衛生法の営業許可のコピー（飲食営業の場合）
- (E) ☐ ※食品営業賠償共済加入者証のコピー（飲食営業の場合）

10. 出店申込について

(1) 出店しようとする者は、下記期限までに上記の必要書類（A）（B）（C）を提出すること。電話による申込は不可。

●提出期限：**2025年6月30日（金）16時**まで ※当日必着

●提出方法：①郵送 ②メール ③持参 のいずれか

●提出先・問合せ先

〒015-0073 秋田県由利本荘市笹道23

一般社団法人由利本荘青年会議所

電話 : 0184-22-4940 ※電話による申込は不可

FAX : 0184-22-8362

Eメール: syoubu@jc.yurihonjo.info

※電話による問い合わせは、月・水・金曜 10時～12時、13時～16時

(2) 出店に関する連絡を迅速に行うため、出店申込書に必ずメールアドレス又はFAX番号を記載すること。

(3) 出店申込者は、反社会的勢力の関係者ではないことの調査のため、従事者の個人情報、主催者が由利本荘警察署へ提供する場合があることに同意したものとする。

(4) 出店者および出店品目の情報を由利本荘保健所に情報提供し、協議のうえ、出店の取消し又は出店品目の変更を指示する場合がある。

1 1. 食品衛生法の営業許可の取得（重要）

- （１）食品営業店舗は、各自で保健所へ申請をすること。
- （２）**７月１７日（木）**までに、「食品衛生法の営業許可（臨時飲食店営業）」のコピーを主催者へ提出すること。提出方法・提出先は出店申込と同じ。
- （３）期日までに提出がない場合は出店を認めない。

1 2. 食品営業賠償共済等への加入（重要）

- （１）食品営業店舗は、各自で申請を行い、食品営業賠償共済又は食品事故等に係る共済制度や賠償保険等へ加入すること。
- （２）**７月１７日（木）**までに、賠償共済や保険等の加入証書のコピーを主催者へ提出すること。提出方法・提出先は出店申込と同じ。
※加入証書が間に合わない場合、加入したことがわかるもの（申込書の写し＋領収書）でも可
- （３）期日までに提出がない場合は出店を認めない。

13. 衛生管理

- （１）会場内で仕込み作業は行わないこと。焼く、煮る、揚げるなどの簡単な調理のみ行うこと。
- （２）食品を取り扱う出店者は、手洗い用の水タンクおよび廃水バケツ・消毒液等を必ず用意すること。
- （３）食品の温度管理、衛生管理は十分な対策を行うこと。
- （４）その他HACCP対応等、食品衛生上の管理を徹底するとともに、由利本荘保健所の指導に従うこと。
※仕込み作業とは、だしをとる、生肉・魚を切る、野菜を切るといった行為のこと。

1 4. 出店の取り消し

主催者は、出店者関係者が下記に掲げる事項に該当する場合は、その店舗の出店を取り消すことができる。

- （１）「3. 出店資格」に規定した要件を満たさないと主催者が判断した場合。
- （２）「10. 出店申し込みについて（3）（4）」に定める情報提供や協議の結果、出店資格を満たさないと判断された場合。
- （３）「18. 遵守事項」に掲げる各項目に違反したと主催者が判断した場合。

1 5. 店舗の設営・撤去

- （１）店舗の設営は、令和7年8月1日（金）13時以降に開始し、16時までに完了すること。
- （２）店舗の撤去は、令和7年8月1日（金）22時までに完了すること。

1 6. 責任・補償

- (1) 資機材等の紛失・盗難・破損、食中毒、火気使用による火傷等の怪我、出店に伴う全ての事故等は、該当する出店者がすべて対処し、主催者はその責任を一切負わない。
- (2) 事故等が発生した場合は、速やかに主催者に報告し、出店者が自らの責任と費用をもって対処する。
- (3) 「8. ゴミについて (1)」に定める容器ゴミや紙・ダンボール等の水分を含まないゴミ以外の、使用した油の缶、使用済み油、生ゴミ、その他のゴミは必ず出店者が責任を持って処分すること。会場に放置したり、ゴミ集積所に持ち込んだりした場合、出店者に処理費を請求する。会場内のゴミ集積場に認められたゴミ以外のゴミを廃棄したことを発見した場合、次年度から出店停止とする。
※会場及び本荘公園内にはグリストラップのついた排水施設がないため、調理ででた汚水を流したり、調理器具を洗ったりすることはできない。各自で汚水タンクを用意し、持ち帰り処分をすること。
- (4) 悪天候の場合は、出店ブースの開催を中止することがある。悪天候でイベントが雨天対応や中止となった場合でも、損害等について主催者は一切の責任を負わないものとする。なお、悪天候による出店ブースの中止の場合でも、出店料は原則として返金しない。出店者はこれに同意した上で申し込むものとする。
- (5) その他、天候、天災、盗難等によるすべての損害に対し、主催者は一切の責任を負わないものとする。

1 7. 個人情報の取り扱いについて

主催者は、出店申込にかかる個人情報を、警察や保健所、行政機関への照会や、出店者への連絡、その他法令で認められている場合のみに使用することを遵守する。

18. 遵守事項

- (1) 出店者説明会に必ず出席すること。
- (2) 主催者、警察、消防、保健所、その他関係する行政機関の指示に従い、来場者及び業者間でトラブルを起こさないこと。
- (3) 食品を取り扱う場合は、由利本荘保健所の指示に従うこと。
- (4) 出店許可証は店頭の見えやすい場所に掲示すること。
- (5) 出店申込書に記入した販売品目以外の商品とは取り扱わないこと。
- (6) 火気を使用する場合は、店舗内に消火器を設置すること。火気とは、液体燃料、気体燃料、固体燃料を使用する器具、又は電気を熱源とする器具をいう。
- (7) 汁物、スープ類の提供を行う場合は、排水容器（バケツ等）を設置すること。
- (8) 閉店後は出店場所周囲の清掃及び原状回復を確実にかつ速やかに行うこと。
- (9) 出店場所を油などで汚さないこと。汚した場合は、出店者が清掃すること。ひどい汚れが残っていたり清掃されていない場合には、清掃費用を請求し、次回以降の出店は認めないものとする。
- (10) 出店者のゴミ（認められたゴミを除く）は、各自で持ち帰って適切に処分すること。ゴミとは、調理くず、残飯、食用油等の油脂類、その他調理の過程で出る排水も含む。
- (11) 搬入・搬出のときに会場内を車で走行する際には必ず徐行運転を行うこと。
- (12) 20歳未満の者及び運転者には、酒類を販売しないこと。
- (13) 店舗内及び会場内で喫煙はしないこと。
- (14) 各自、感染症対策を実施すること。また、主催者より追加の対策を求められた場合、翌営業日までに実施すること。
- (15) 撤収時間を厳守すること。

19. その他

- (1) 主催者は、店舗に並ぶ客行列の整理等を行わない。出店者にて行列の整理を行うこと。
- (2) 各出店者の出店場所は抽選で決める。ただし、キッチンカーやパラソルによる出店、物販のみの出店、発電機使用の有無等により、ある程度は主催者にて配置を行う。
- (3) 出店場所の抽選は、出店者説明会の際に行う。

20. 出店者説明会

日 時：2025年7月17日（木）15：00～16：00【予定】

場 所：一般社団法人由利本荘青年会議所 会館（由利本荘市笹道23）

持参物：筆記用具、出店料

出店申込締切：2025年6月30日（月）16時必着



